

# 災害ごみについて



## 災害ごみの問題

平成30年7月豪雨災害など近年頻発している風水害や、近い将来発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模な災害時には、膨大な量の災害ごみ（災害廃棄物）が発生するとともに、沿岸地域や急傾斜地が市内の大半を占める本市においては、倒壊建物等や土砂、海水の影響により、過去の被災地域の例からも早期復興の大きな阻害要因となることが懸念されています。

## 誰が災害ごみを処理するのか？

災害ごみは、法律により一般廃棄物とされるため「市町村が第一義的に処理の責任を負う」こととなっています。  
しかし、災害が発生すると、ガレキや片付けごみなどの大量の災害ごみが一度に発生し、平常時の家庭ごみと同様の回収方法では処理がとて間にも合いません。  
そのため、被災者自身がボランティア等の外からの支援を受けて、最初の分別や搬出をする必要があります。

## 市民のみなさんへお願い

自然災害により市内で家屋等が被害にあった場合は、その規模に応じて市では以下のとおりの対応を行います。災害ごみも分別が必要ですので、ご協力をお願いします。

- ① 仮置場を開設し、お知らせします。（行政防災無線、チラシ回覧、市HP、SNS など）
- ② 災害ごみの受入品目、分別方法をお知らせします。（仮置場で分別）
- ③ 生活ごみ（生ごみなど）の収集は、平時と同様に実施しますが、資源ごみの排出は一時中止する場合があります。※災害ごみは一緒に出さないでください。
- ④ 環境センターへの直接搬入は中止します。  
→災害の無い平常時から、不用品の処分や空き家の管理を適切に行いましょう!!



分別されず野積みされた災害廃棄物 H30年7月豪雨（大洲市）